

議員提出議案第 1 号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 29 日

墨田区議会議長

坂 下 修 様

提出者	墨田区議会議員	沖 山 仁
	同	中 沢 えみり
	同	佐 藤 篤
	同	松 本 ひさし
	同	加 納 進
	同	高 橋 正 利
	同	高 柳 東 彦
	同	田 中 哲
	同	あ べ きみこ

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和 31 年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「区民文教委員会」を「地域子ども文教委員会」に、「区民部、区民活動推進部」を「地域力支援部、子ども・子育て支援部」に改め、同条第 4 号中「福祉保健委員会」を「区民福祉委員会」に、「福祉保健部」を「区民部及び福祉保健部」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に区民文教委員会又は福祉保健委員会の委員長、副委員

長又は委員である者は、それぞれこの条例による改正後の墨田区議会委員会条例（以下「新条例」という。）に規定する地域子ども文教委員会又は区民福祉委員会の委員長、副委員長又は委員になるものとし、その任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成28年5月25日から起算する。

- 3 この条例の施行の際、現に福祉保健委員会において継続審査中の事件については、新条例に規定する区民福祉委員会に付議された継続事件とみなす。

（提案理由）

墨田区組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管事項を改める必要がある。